資料3

喜多方市行政改革実施計画(案)

平成27年5月

喜多方市

行政改革体系図

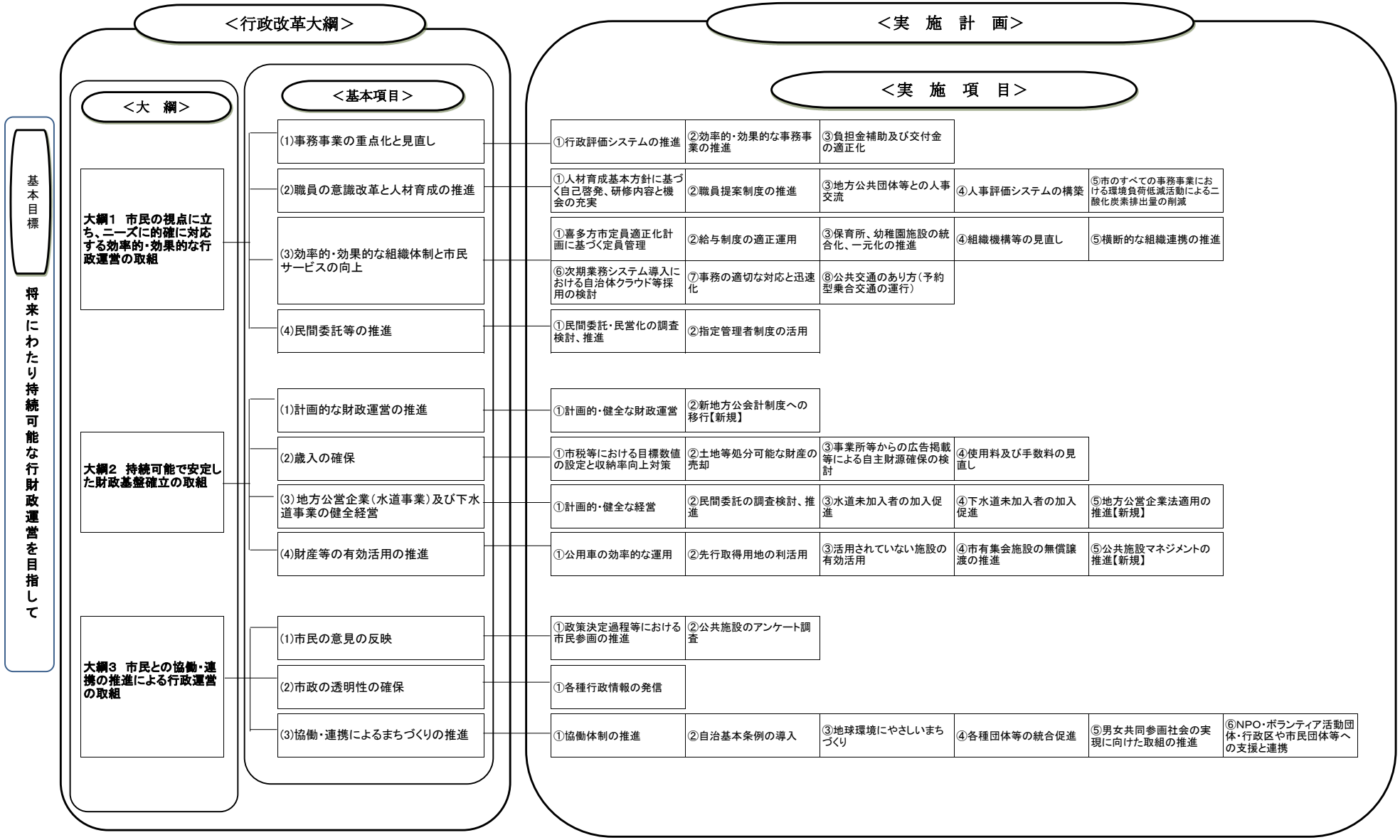
＜行政改革大綱＞
＜実　施　計　画＞
＜大　綱＞
＜基本項目＞
＜実　施　項　目＞
基本目標
将来にわたり持続可能な行財政運営を目指して
大綱1　市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組
大綱2　持続可能で安定した財政基盤確立の取組
大綱3　市民との協働・連携の推進による行政運営の取組
(1)事務事業の重点化と見直し
(2)職員の意識改革と人材育成の推進
(3)効率的・効果的な組織体制と市民サービスの向上
(4)民間委託等の推進
(1)計画的な財政運営の推進
(2)歳入の確保
(3)地方公営企業（水道事業）及び下水道事業の健全経営
(4)財産等の有効活用の推進
(1)市民の意見の反映
(2)市政の透明性の確保
(3)協働・連携によるまちづくりの推進
①行政評価システムの推進
②効率的・効果的な事務事業の推進
③負担金補助及び交付金の適正化
①人材育成基本方針に基づく自己啓発、研修内容と機会の充実
②職員提案制度の推進
③地方公共団体等との人事交流
④人事評価システムの構築
⑤市のすべての事務事業における環境負荷低減活動による二酸化炭素排出量の削減
①喜多方市定員適正化計画に基づく定員管理
②給与制度の適正運用
③保育所、幼稚園施設の統合化、一元化の推進
④組織機構等の見直し
⑤横断的な組織連携の推進
⑥次期業務システム導入における自治体クラウド等採用の検討
⑦事務の適切な対応と迅速化
⑧公共交通のあり方（予約型乗合交通の運行）
①民間委託・民営化の調査検討、推進
②指定管理者制度の活用
①計画的・健全な財政運営
②新地方公会計制度への移行【新規】
①市税等における目標数値の設定と収納率向上対策
②土地等処分可能な財産の売却
③事業所等からの広告掲載等による自主財源確保の検討
④使用料及び手数料の見直し
①計画的・健全な経営
②民間委託の調査検討、推進
③水道未加入者の加入促進
④下水道未加入者の加入促進
⑤地方公営企業法適用の推進【新規】
①公用車の効率的な運用
②先行取得用地の利活用
③活用されていない施設の有効活用
④市有集会施設の無償譲渡の推進
⑤公共施設マネジメントの推進【新規】
①政策決定過程等における市民参画の推進
②公共施設のアンケート調査
①各種行政情報の発信
①協働体制の推進
②自治基本条例の導入
③地球環境にやさしいまちづくり
④各種団体等の統合促進
⑤男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進
⑥NPO・ボランティア活動団体・行政区や市民団体等への支援と連携

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等 27年	設定する目標値等 28年	考えられる取組効果	担当課
1	大綱1 市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組	(1)事務事業の重点化と見直し	①行政評価システムの推進	PDCAサイクルを活用した行政評価システムにより、総合計画の進捗状況や事務事業の検証を行う。また、外部の委員による評価を行い、意見を反映させていく。評価の手法等について精査を加え、行政評価システムの充実を図る。	継続した取組を進める	⇒	総合計画の推進及び事務事業の効率的な見直し	企画調整課
2			②効率的・効果的な事務事業の推進	より良い行政サービスを提供するため、経営的視点から事業に係る費用と効果額を算定するなど事業の有効性を判断するとともに、終期の設定による事業の見直し、スクラップアンドビルドによる事業の再編など、限られた財源を有効に活用するため、予算編成において財政課及び各課相互に点検を行い、事業を推進する。	・費用と事業の有効性を客観的に判断できる資料を作成し、活用する。 ・終期の設定による事業見直しの機会の確保 ・スクラップアンドビルドによる事業の再構築と効果的な推進	⇒	事業の適正な見直しによる財源の有効活用	財政課 関係各課
3			③負担金補助及び交付金の適正化	予算編成等の中で社会情勢の変化や行政の責任範囲、経費の負担のあり方・行政効果等を踏まえ、負担金補助及び交付金に係る各項目について、各種団体の主体的な活動が展開できるように働きかけ、より自立的、自主運営化が図られるよう支援の見直しを行う。	指針の策定に向けた研究と指針の策定	指針の反映による見直しに向けた各項目の検討	削減、縮小、新規の設定及び終期の設定による負担金、補助金、交付金の適正化	財政課 関係各課
4		(2)職員の意識改革と人材育成の推進	①人材育成基本方針に基づく自己啓発、研修内容と機会の充実	「喜多方市人材育成基本方針」に基づく職場内研修及び実務研修機会の充実を図り、自己啓発等と人材育成の観点に立った人事管理を行う。	職員の資質の向上を図るため、研修を実施する。 ・自治研修センター84名 ・自治大学校1名 ・中央アカデミー3名 ・東邦銀行14名 ・機械講習17名 ・実務教養10回 ・職場内研修5回	⇒	職員の意識改革を推進することにより視野が広がるとともに、資質能力の向上が図られる。	総務課
5			②職員提案制度の推進	市の施策及び事務事業の改善に関する提案を奨励することにより、職員の市政に対する参画意識の高揚及び行政効果の向上を図るため、職員提案制度を実施する。	継続して取組を行う ・提案件数10件	⇒	職員の意識改革が推進されるとともに、市民サービスの向上等につながる。	総務課

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容 （計画）	設定する目標値等 27年	設定する目標値等 28年	考えられる 取組効果	担当課
6	大綱1 市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組	(2)職員の意識改革と人材育成の推進	③地方公共団体等との人事交流	自己啓発等と人材育成に向け、地方公共団体等との相互間の人事交流を行う。	継続して取組を行う	⇒	職員の意識改革を推進し、視野を広げるなど資質能力の向上が図られる。	総務課
7			④人事評価システムの構築	能力・実績に基づく人事管理の構築に向け、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価システムを整備する。 ※地方公務員法の改正により、人事評価が平成28年４月から本格実施される。	・全庁で試行 ・全職員を対象とした研修の実施	全庁で施行	職員の能力向上、意識改革を推進し、適正な人事管理と組織の活性化が図られる。	総務課
8			⑤市のすべての事務事業における環境負荷低減活動による二酸化炭素排出量の削減	市環境マネジメントシステムの運用により、廃棄物の減量化の推進及び省資源・省エネルギー活動の実践、グリーン購入の励行と再生紙使用の徹底など、市の事務事業における様々な環境配慮活動を明確にし、目的、目標及び実施計画を定め、全庁的に実践する。これにより、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止等の環境負荷低減を図る。	環境基本方針に基づいたPDCAサイクルによる継続的な環境配慮活動により、省エネ法対象エネルギー（電気、ガス、重油、灯油）の削減を図り、使用エネルギーを管理する	27年度における環境配慮活動の評価、見直しを行い、新たな目的、目標及び実施計画を策定し、継続的な環境配慮活動を実践する。 ※前年度比削減目標値は、環境管理委員会において判断する。	・省資源・省エネルギーによる環境負荷の低減 ・排出ごみの減量化による二酸化炭素排出量の削減 ・職員の環境負荷低減活動に対する意識の向上 ・市民及び事業者の環境保全への意識啓発の向上	環境課
9		(3)効率的・効果的な組織体制と市民サービスの向上	①喜多方市定員適正化計画に基づく定員管理	職員数については、社会情勢の変動を捉え、事務事業の見直しや類似団体の定員を勘案し、平成27年度中に平成28年度以降の計画を策定する。	新たな定員適正化計画（平成28・29年度）を策定し、定員管理を行う	定員適正化計画に基づく定員管理を行う	適正な人事管理のもと、機能的な職員の配置が図られる。	総務課
10			②給与制度の適正運用	職務と責任に応じた適正な給与体系の見直しを図る。	職層構造の適正化を図るため、課長相当職の主幹や課長補佐相当職の主任主査等の職を整理する	⇒	給与の適正化	総務課
11			③保育所、幼稚園施設の統合化、一体化の推進	少子化に対応した保育環境の充実のため、公立保育所、幼稚園の統合化、一体化の推進を図る。 具体的には、平成28年度に荻野保育所を廃止し、第一、第四保育所以外の6保育所を認定こども園に移行する。さらには、第一、第二、関柴、すぎっこ幼稚園を認定こども園に移行する。第一、第四保育所及びその他の公立幼稚園は、平成29年度までに順次廃止する。	施設の整備等	幼保連携型認定こども園移行10園 幼稚園廃止４園 保育所廃止１園	施設の統廃合による人件費・施設維持費の削減	こども課 学校教育課
12			④組織機構等の見直し	事務事業を検証し、これらを踏まえた組織機構の見直しを行う。	継続して効率的な組織体制に向けた取組を進める	⇒	効率的な組織機構の構築	総務課

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等		考えられる取組効果	担当課
					27年	28年		
13	大綱1 市民の視点に立ち、ニーズに的確に対応する効率的・効果的な行政運営の取組	(3)効率的・効果的な組織体制と市民サービスの向上	⑤横断的な組織連携の推進	ますます複雑多様化する行政需要に対応するため、課を超えた横の連携を推進する。（プロジェクトチーム、検討委員会等の活用）	継続して横断的な連携に向けた取組を進める	⇒	事務事業の円滑な実施	企画調整課 関係各課
14			⑥次期業務システム導入における自治体クラウド等採用の検討	市で使用する情報システムの効率的な構築と運用について、最適な方法を検討する。	導入等について調査・研究	⇒	ハードウェア、ソフトウェアを所有しないことによりトータルコストを削減できる。（初期費用（設置費等）、ソフトウェアライセンス料、ハードウェア購入費・保守料外）	情報政策課
15			⑦事務の適切な対応と迅速化	市民対応、事務処理、手続き等の事務の適切な対応と迅速化に向け、マニュアルを充実させるなど、改善を進める。	継続した取組を進める	⇒	市民対応等の改善 事務処理の改善	関係各課
16			⑧公共交通のあり方（予約型乗合交通の運行）	バス運行の見直しにより効率化を図る。	1日当たりの利用者数 ・喜多方地区144人 ・熱塩加納地区72人 ・塩川地区102人 ・山都地区56人 ・高郷地区22人 ・合計396人	⇒	住民の利便性の向上	生活防災課
17		(4)民間委託等の推進	①民間委託・民営化の調査検討、推進	新たな分野や既に実施している委託等の内容の拡充などを進めるため、各課等においては、事務事業、施設の管理等について定期的に点検を行い、可能なものから計画的に取組を推進する。	継続した取組を進める	⇒	行政運営の効率化	関係各課
18			②指定管理者制度の活用	公の施設の管理運営について、指定管理者制度を活用する。	継続した取組を進める	⇒	住民サービスの向上及び管理経費の削減	関係各課 （企画調整課）

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等 27年	設定する目標値等 28年	考えられる取組効果	担当課
19	大綱2 持続可能で安定した財政基盤確立の取組	(1)計画的な財政運営の推進	①計画的・健全な財政運営	中期財政計画を策定し、計画的な事業の実施と健全な財政運営を図る。 ※実質公債費比率の基準値⇒早期健全化基準25%・地方債同意等基準18% 〇将来負担比率の基準⇒早期健全化基準350.0% 〇公債費負担の適正化 〇財政の弾力性の確保	実質公債費比率 12.1% 将来負担比率 94.6% 経常収支比率 84.6%	実質公債費比率 10.3% 将来負担比率 96.3% 経常収支比率 84.8%	財政の健全化が図られる。	財政課
20			新　規 ②新地方公会計制度への移行	現在行っている地方公会計制度による財務諸表の作成から統一的新地方公会計制度への移行に向けた準備を行う。	・移行に向けた新制度の構築 ・必要な資料の整理	⇒	全国的に統一された制度（当面は決算ベース）により類似団体等との精度の高い比較ができ、事務改善等の指標とすることができる。	財政課 （関係各課）
21		(2)歳入の確保	①市税等における目標数値の設定と収納率向上対策	市税等の収納率及び滞納総額の圧縮に目標値を設定し、様々な工夫や新たな取組みを積極的に行うとともに、滞納処分を強化し、自主財源の確保を図る。	・収納率 市税　95.0% 国保税　82.0% ・滞納総額 市税　232百万円 国保税　237百万円	・収納率 市税　95.1% 国保税　83.0% ・滞納総額 市税　227百万円 国保税　227百万円	自主財源の確保	税務課
22			②土地等処分可能な財産の売却	売却が可能な土地等の調査を進め、処分可能な財産の売却を図る。（遊休地・貸付地・法定外財産等）	継続した取組により売却を進める 売却収入 100万円	⇒	財源の確保及び維持管理経費の削減	財政課 建設課
23				塩川駅西土地区画整理事業保留地の販売促進	14筆　5,137.98㎡の保留地の販売を進める	⇒	財源の確保	建設課 塩川総合支所建設課

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等 27年	設定する目標値等 28年	考えられる取組効果	担当課
24	大綱2 持続可能で安定した財政基盤確立の取組	(2)歳入の確保	③事業所等からの広告掲載等による自主財源確保の検討	新たな自主財源確保のため、広報紙、ホームページへの掲載のほか、各種公共施設（公用車含む）などの行政財産への有料広告掲載等を推進検討する。	・有料広告掲載収入 120万円 ・介護予防のための太極拳ゆったり体操DVD付き手引書 600冊　9万6千円 ・他の行政財産への有料広告掲載等の推進	⇒	財源の確保	関係各課（企画調整課）（高齢福祉課）（水道課）
25			④使用料及び手数料の見直し	各課において、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、使用料及び手数料について方針に基づき見直しをする。	方針及び各使用料等の見直しの通知	各使用料等の見直し	適正な負担を確保する	財政課 関係各課
26		(3)地方公営企業（水道事業）及び下水道事業の健全経営	①計画的・健全な経営	中長期財政経営計画を策定し、健全な経営を図る。 ※経営健全化基準⇒資金不足比率20%以下	資金不足比率0%	⇒	健全な経営	水道課
27			②民間委託の調査検討、推進	事務事業の効率化、業務量の削減及び経費の節減を図るため、民間でできるものは積極的に民間委託を推進する。	継続した取組を進める	⇒	人件費等の抑制	水道課
28			③水道未加入者の加入促進	水質検査の公表やボトルドウォーター「喜多方の水」の配布等により、本市の良質で豊富な水道水をアピールし、拡張工事及び改良工事の説明会、特に未加入者への啓発活動等を行い普及率の向上に努める。	普及率（加入率）86.5%	普及率（加入率）86.7%	新規加入の増加による給水収益の増加	水道課
29			④下水道未加入者の加入促進	工事説明会及び広報紙等による市民への周知PR、未加入者への啓発、戸別訪問活動の実施により、加入促進を図る。 ※水洗化率は「下水道に接続した人口」を「下水道整備により接続可能な人口」で除して算定しています。毎年、下水道工事が進み「整備されて接続可能な人口」が増えるため、接続人口との割合から、年度によっては目標値（率）が前年に比べて下回る場合があります。	水洗化率 74.6% 下水道接続人口 13,913人 下水道普及人口 18,646人	水洗化率 74.7% 下水道接続人口 14,342人 下水道普及人口 19,212人	加入率向上による経営の健全化	下水道課
30			新　規 ⑤地方公営企業法適用の推進	地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、下水道事業の地方公営企業法適用の推進を図る。	地方公営企業法適用に向けた取組を進める	⇒	経営基盤の強化	下水道課

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等		考えられる取組効果	担当課
					27年	28年		
31	大綱2 持続可能で安定した財政基盤確立の取組	(4)財産等の有効活用の推進	①公用車の効率的な運用	各課所管の車両について集中管理も含めた新たな運行管理システムの構築。	新たな運行管理システムの検討及び構築	運行管理システムの運用	車両の有効活用	財政課
32			②先行取得用地の利活用	取得時における当初目的の見直しを含め、利活用について継続して検討を進める。	継続した取組を進める	⇒	土地の有効活用	関係各課
33			③活用されていない施設の有効活用	活用されていない施設の有効活用を図る。	活用等に向けた検討	⇒	施設の有効活用及び処分	関係各課
34			④市有集会施設の無償譲渡の推進	市有の地区集会施設が存在する地域と行政区で所有している地域との間に格差が生じていることから、譲渡可能な市有集会施設の行政区への無償譲渡を推進する。（施設総数　75施設）	合意が整った施設より譲渡を行うとともに協議を継続する	⇒	施設の有効活用及び維持管理経費の削減	関係各課 （企画調整課） （農林課） （商工課） （熱塩加納総合支所産業課） （山都総合支所住民課）
35			新　規 ⑤公共施設マネジメントの推進	公共施設全体を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合等を計画的に行うため、（仮称）公共施設等総合管理計画を策定する。	現状把握及び策定作業	策定作業	公共施設の効率的・効果的な管理運営	財政課 関係各課

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等 27年	設定する目標値等 28年	考えられる取組効果	担当課
36	大綱3 市民との協働・連携の推進による行政運営の取組	(1)市民の意見の反映	①政策決定過程等における市民参画の推進	各計画等の策定及び改定作業等においてパブリックコメント等の手法を用い市民の意見を把握するとともにその反映を図る。	意見の把握と反映	⇒	各種施策への反映	企画調整課 関係各課
37			②公共施設のアンケート調査	公共施設について、利用者の意見をアンケート調査し、改善につなげる。	継続した取組を進める	⇒	意見の反映	企画調整課（関係各課）
38		(2)市政の透明性の確保	①各種行政情報の発信	市広報やインターネット等を活用し、各種行政情報の充実を図る。	・さまざまなニーズに対応するため、市ホームページをリニュアールする ・企業への情報提供（メールマガジンの配信）週1回程度	行政情報発信の取組を進める ⇒	行政情報提供の充実 情報の一元化・共有化による企業支援の強化・充実	企画調整課 商工課（関係各課）
39		(3)協働・連携によるまちづくりの推進	②協働体制の推進	市民と行政の役割分担と責務の関係、市民参加のあり方を見直し、行政と市民のパートナー関係による協働のまちづくりを進める。	継続した取組を進める	⇒	市民との協働のまちづくりが図られるほか、行政だけでは解決できない領域への対応が可能となる。	関係各課

行政改革大綱に基づく取組実施項目（実施計画）

実施計画の内容								
No.	大綱	基本項目	実施項目と概要	具体的な取組内容（計画）	設定する目標値等		考えられる取組効果	担当課
					27年	28年		
40	大綱3 市民との協働・連携の推進による行政運営の取組	(3)協働・連携によるまちづくりの推進	②自治基本条例の導入	市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民の権利・責務、市民と行政の関係を明確にし、本市の自治の基本となる事項を定める条例を制定する。	自治基本条例を制定し、施行する		市政への関心や参加意識を高める	企画調整課
41			③地球環境にやさしいまちづくり	分別の徹底を市民に呼びかけるとともに、マイバック等の利用を促進することにより。可燃ごみの減量化やプラスチック製容器包装の資源リサイクル化に努め、二酸化炭素排出量の削減に取り組む。 ※平成28年度までに1人1日あたりの可燃ごみ排出量を平成17年度比10%削減 ※平成30年度までにレジ袋削減協定参加店のレジ袋辞退率90%	継続した取組を進める ・ごみ排出量削減 895g/人日 ・レジ袋辞退率 88.5%	⇒ ・ごみ排出量削減 885g/人日 ・レジ袋辞退率 89.0%	・ごみ 可燃ごみ削減による山都工場の燃料削減 ・レジ袋 使い捨て枯渇資源の削減	環境課
42			④各種団体等の統合促進	関係団体の再編・統合に向けた支援・協力を行う。 （国際交流協会）	統合に向けた協議、調整	統合	事業の実施範囲の拡充及び国際交流に対する市民意識の高揚	企画調整課
43			⑤男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進	男女共生社会を推進するため、男女共同参画基本計画及び実施計画に基づき、各種事業を実施する。	各種委員会の女性委員登用率　38%	各種委員会の女性委員登用率　40%	政策決定における女性参画機会の拡大	企画調整課
44			⑥NPO・ボランティア活動団体・行政区や市民団体等への支援と連携	ボランティア・市民活動への行政の支援のあり方の検討及び支援。	○市民活動支援センター運営団体の会員数 ・団体会員15団体 ・個人会員100人 ・NPO法人組織数22団体	○市民活動支援センター運営団体の会員数 ・団体会員24団体 ・個人会員160人 ・NPO法人組織数22団体	市民団体等との協働の推進	生活防災課